

淀川水系流域委員会 宮本博司委員長 様

平成20年3月11日の貴委員会の整備計画原案に対する意見書(案)で、大戸川ダムについて「宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は、計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性は認められない。」との表現は、真に承服をしがたいものがあります。

整備計画原案の治水対策の有効性・必要性を正確に認識頂いたうえで、意見書を早急に採択頂きたく、大戸川ダムの建設を求める要望書を地域住民の代表として別添の通り、お送りしますのでよろしく願いいたします。

黄瀬大戸川ダム対策協議会

会長 中島 義晴

## 淀川水系流域委員会

宮本 博司 委員長 様

# 要 望 書

大戸川ダム建設事業につきましては、本来、淀川下流地域の高水流量を調節するための上流ダム群の一つとして、また、大阪府、京都府などの利水のために、国の直轄事業として、昭和46年の淀川水系工事实施基本計画に位置付けられたものであります。

ご承知のように、すでに、大津市の大鳥居地域は全戸が水没することから集落ごと移転され、信楽町でも数戸が移転されましたが、住居だけでなく、山林など所有する多くの財産をダム建設事業に協力してまいりました。住み慣れた地域を出て、新たな生活を強いられた水没地域住民の方々の苦渋の選択をされたお気持ちを考えますと、私ども大戸川ダム対策協議会といたしましては、一日も早い事業の完成によりまして思いに報いなければならないと感じているところであります。

こうした中であって、国土交通省が平成19年8月に示されました「淀川水系河川整備計画原案」には、大戸川ダムを洪水調節

目的専用の流水型ダムとして整備すると記述されており、地域住民の思いが伝わり理解いただけたものと喜んでいるところであります。

しかしながら、原案を検討されている淀川水系流域委員会の討議は、地域の実情を軽々した机上の偏った意見に終始し、住民がもっとも必要としている災害対策などを想定した総体的な見地からの討議がなされないままに、またご理解ある委員から大戸川ダムを必要とする意見が出されているにもかかわらず、強引に「ダム不要」の方向に意見がまとめられていることは、誠に遺憾であり承服しがたいものであります。

このようなことから、ダム上流に1万4千人が生活する地域を有する私たち甲賀市信楽町の住民の思いを重くうけとめていただき、あくまで公平・中立な立場で、専門家としてのご意見を、早急に近畿地方整備局に提出していただきますよう望むものであります。

平成20年4月18日

黄瀬大戸川ダム対策協議会

会長 中島義晴